

少人数学級と教職員定数改善の推進及び義務教育費国庫負担 2 分の 1 への復元に 関する意見書

自治体が見通しをもって安定的に教職員を配置するためには、国段階での国庫負担に裏づけされた定数改善計画の策定が必要である。また、一人一人の子供たちへのきめ細かな対応や学びの質を高めるための教育環境を実現するためには、少人数学級などの教職員定数改善が不可欠である。さらに、新しい学習指導要領により、授業時数や指導内容が増加しているほか、日本語指導などを必要とする子供たちや障害のある子供たちへの対応、いじめや不登校などの問題もある。こうしたことの解決に向けて、少人数教育の推進を含む計画的な教職員定数改善が必要である。

幾つかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われているが、国の施策として定数改善に向けた財源保障をすべきである。三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合が 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられた結果、自治体財政が圧迫され、非正規教職員もふえている。

子供たちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、子供の学ぶ意欲・主体的な取り組みを引き出す教育の役割は重要であることから、そのための条件整備が不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現するよう強く要請するものである。

記

- 1 子供たちの教育環境改善のために、少人数学級と計画的な教職員定数改善を推進すること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を 3 分の 1 から 2 分の 1 に復元すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成27年10月19日

沼津市議会